

阪神高速道路株式会社入札監視委員会(2024年度第1回)審議概要

開催日及び開催場所	2024年6月21日(金) 阪神高速道路株式会社会議室		
委員	石丸鐵太郎(神戸中央法律事務所 弁護士) 古田 均(大阪公立大学 特任教授) 武田 邦宣(大阪大学大学院法学研究科長・法学部長・教授)		
審議対象期間	2024年1月1日～2024年3月31日(阪神高速道路株) 2023年4月1日～2024年3月31日(グループ会社)		
抽出案件	5件(総件数112件)		
(内訳)	工事	一般競争(政府調達協定対象)	0件(総件数0件)
		一般競争(政府調達協定対象外)	1件(総件数9件) (案件①)
		技術提案・交渉方式	0件(総件数0件)
		指名競争	0件(総件数0件)
		随意契約	1件(総件数1件) (案件②)
	建設コンサルタント業務等	1件(総件数40件) (案件③)	
	物品等の購入等	1件(総件数29件) (案件④)	
	グループ会社外注	1件(総件数33件) (案件⑤)	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見・勧告なし		

意見・質問	回 答
<p>【案件①】 「道路情報板更新工事（2023-大管・神管）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札者の決定方法は、「入札参加者は、価格をもって入札し、評価項目の評価に応じて付与する点数及び品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数などからなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、総合評価値〔総合評価値=技術評価点+価格評価点〕を算出し、次の条件を満たす総合評価値の最も高い者を落札者とする。」とあるが、「価格をもって入札し」の文言は定型の表現なのか。 落札者と契約制限価格が近接しているが、不自然なところはないのか。 また、2回目の入札において不調となった場合はどうなるのか、 2回目の入札を辞退した会社があることを、他の1社はわかっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社は平成17年度から一般競争入札を導入し、価格と価格以外の評価点で評価しております。会計法においても「価格をもって入札すること」となっているため、こういう表現としているものです。 入札価格につきましては、当該会社は過去からの経験により契約制限価格の目安がついたのではないかと思います。 また、不調となった場合は、緊急事案であれば不落随契に移行されますが、一般的には再度内容を見直し、再公告することとなります。 わかっておりません。
<p>【案件②】 「舗装補修工事（2023-湾）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	
<p>【案件③】 「2024年度各種料金施策に関する交通流動変化分析その他業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の割引制度と合わせたり、他の高速道路との接続状況も考慮のうえ分析する等単純な分析業務ではないことは理解できるが、当該業務を外注することによって得られるサービスとはど 	<ul style="list-style-type: none"> 発注業務の中には専門的分野も含まれていません。今回の業務については、今までの蓄積データや解析したデータを当社も持っていますが、それらも外注して得た分析結果です。どのよう

のようなものと考えるか。

【案件④】

「高速道路料金等に関する広報業務」

- ・ 特になし

【案件⑤】

「機械設備維持工事(2023年度)」

- ・ 随意契約した理由は理解できるが、当該業務を行える企業は他にもあるのか。

- ・ 当該会社が外注するときの取引の公正性を審議するのであれば趣旨も理解できるが、阪神高速道路と完全一体の会社との取引をこの委員会で審議することにどういう意味があるのか。

に分析するかという設計を当社で行い、その設計図をどのようにシステムへ、どうプログラミングするかとなると高度で特殊な分野になるため外注せざるを得ないと考えております。

また、今回は新しい割引制度を入れたこともあり阪神高速道路だけでなく NEXCO の道路も含めた交通流態の変化を把握したく、更には、当社では発想しえない観点も含めて提案してほしいと考え外注したものです。

- ・ 阪神高速道路の維持管理において「連続性(24時間365日)」「緊急性」「即時性」を確保することが不可欠であり、阪神高速道路に精通していることが必要となります。

当該会社は阪神高速技術㈱の100%子会社であり、グループ経営の中で、阪神高速道路の機械設備を点検補修させるための会社です。当該会社は、阪神高速道路の構造物や機械設備の状況を熟知し、指示した内容に対する確に即座に対応可能な会社として随意契約しているものです。

- ・ 外部への説明責任を果たすためにも随意契約理由書は公表しており、透明性を確保するために当委員会で審議していただいているものです。

以上